

## 埼玉県副業・兼業人材活用促進事業補助金 Q & A

### 【制度全般】

**Q 1** 補助対象となる副業・兼業人材に要件はありますか。

A 1 特定の資格は想定していませんが、中小企業等の経営力向上や競争力強化に必要な高度なスキルや専門性を持つ人材を想定しています。

**Q 2** 補助金の対象となる副業・兼業人材との契約に条件はありますか。

A 2 業務委託契約である必要があります。また、契約期間の上限は6か月です。

**Q 3** 6か月間の委託契約であれば、例えば11月から4月までのように年度を跨いだ契約でも補助対象となりますか。

A 3 補助対象にはなりません。委託業務に関しては、当該年度の3月10日までに①委託業務の完了、②委託費の精算、③副業・兼業人材への支払が完了していることが必要です。

**Q 4** 委託する業務の内容から委託期間が8か月となります。このうちの6か月分だけ補助対象となりませんか。

A 4 補助対象となる委託契約は6か月を上限としています。8か月の業務内容を6か月以内の契約に分けて契約することが可能であれば、補助対象となる可能性があります。

**Q 5** 同時に複数人の副業・兼業人材と個別の案件で契約する場合、全ての案件が補助対象となりますか。

A 5 同時に複数人の副業・兼業人材と契約する場合、その中の1名のみが補助対象となります。

**Q 6** 業務委託契約を副業・兼業人材とではなく、副業・兼業人材が所属する法人と契約することはできますか。

A 6 原則、法人との業務委託契約になる場合は補助の対象とはなりません。ただし、就業規則等の関係で、法人と業務委託契約を結ばざるを得ない場合は、その人材のみが業務に従事することが契約上明示されている場合に、例外的に補助の対象とすることができます。

**Q 7 副業・兼業人材が業務を行う場所について、埼玉県内に限るなどの制限はありますか。**

A 7 副業・兼業人材の業務はフルリモートで遂行可能なものも想定されるため、業務を行う場所の制限は設けていません。

**【補助事業者】**

**Q 1 過去に、拠点の登録人材紹介事業者を通して常勤雇用の人材を採用しました。この場合でも、補助事業者になりますか。**

A 1 この補助金は、拠点を通して初めて副業・兼業人材を活用する中小企業等を補助事業者としています。常勤雇用の人材を採用していても、副業・兼業人材の活用が初めてであれば、補助事業者となります。

**Q 2 過去に、拠点登録以外の人材紹介事業者を通して副業・兼業人材と契約したことがあります。この場合でも、補助事業者になりますか。**

A 2 拠点を通して副業・兼業人材を活用するのが初めてであれば、補助事業者になります。拠点を通すとは、①拠点の登録人材紹介事業者を通じて人材確保した場合、②拠点が主催するマッチング事業への参加を通じて人材確保した場合のいずれかです。

いずれの場合も、補助金申請に当たってはプロ人材拠点への相談が必要です。

**Q 3 大企業や企業組合、個人事業者は補助事業者になりますか。**

A 3 この補助金の補助事業者は中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する「中小企業者」であり、大企業は補助事業者になりません。企業組合や個人事業者は補助事業者になります。

**Q 4 みなし大企業は補助事業者になりますか。**

A 4 この補助金の補助事業者は中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する「中小企業者」であり、みなし大企業は補助事業者になりません。中小企業である子会社や関連会社などを使って申請できるのであれば、実質的に大企業も対象となるため、みなし大企業は補助対象外としています。

**Q 5 拠点に相談しましたが、結果的に拠点登録以外の人材紹介事業者に人材を紹介してもらうこととなりました。この場合は補助対象となりますか。**

A 5 補助対象は、①拠点の登録人材紹介事業者を通じて人材確保した場合、②拠点が主催するマッチング事業への参加を通じて人材確保した場合に限ります。いずれの場合も、補助金申請に当たってはプロ人材拠点への相談が必要です。

## 【登録人材紹介事業者】

Q 1 今から拠点の登録事業者となることはできますか。

A 1 定期的に雇用・人材戦略課で登録を受け付けています。ただし、登録には一定の条件があり、審査の上、決定します。登録事業者としての具体的な業務についてはプロ人材拠点にご確認ください。

## 【紹介手数料】

Q 1 人材紹介手数料等の返還があった場合、どのような手続が必要ですか。

A 1 補助金の支払前と支払後で異なります。手数料の返還がある場合は速やかに県に連絡してください。手続についてご説明いたします。

[支払前]

「変更等承認申請書」により、補助金額の変更手続が必要です。

[支払後]

「返還に係る報告書」を提出の上、補助金を返還していただくことになります。

Q 2 県への補助金返還の際の振込手数料は誰が負担するのでしょうか。また、消費税はどうなりますか。

A 2 県への返還金の振込手数料は企業にご負担いただきます。ただし、県指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関での手続では振込手数料はかかりません。消費税は補助対象外のため、返還金に消費税は含まれません。

## 【申請手続】

Q 1 申請等に係る日数を教えてください。

- ①補助申請から交付決定まで
- ②実績報告から額確定まで
- ③請求書提出から支払まで

A 1 いずれも、おおむね2週間程度です。ただし、書類の補正に要する日数は含みません。

Q 2 申請書等に添付する資料のファイル形式に指定はありますか。

A 2 PDFデータを「埼玉県電子申請・届出サービス」で提出してください。システム障害等でシステムが利用できない場合はご相談ください。

**Q 3** 人材紹介事業者とは以前から「基本取引契約」を締結しており、人材ごとの個別契約をしていません。申請の際に添付するのはこの「基本取引契約書」でいいですか。

A 3 基本取引契約書で構いません。

**Q 4** 補助申請に当たり、個人情報に記載された書類の提出について懸念があります。

A 4 個人情報をマスキングした上で提出いただいても構いません。なお、申請書の添付書類は非公開であり、県には守秘義務が課されています。

### 【電子申請・届出サービス】

**Q 1** 申請に当たり、利用者登録は必要でしょうか。

A 1 申請だけではなく、実績報告、請求書の提出など、手続の各段階で本サービスを活用しますので、利用者登録をお願いします。

**Q 2** インターネットの手続に慣れていないため、手続に不安があります。

A 2 操作方法については、以下のページに掲載しているマニュアルを参照いただくとともに、コールセンターをご活用ください。

◆本補助金の申請マニュアルの掲載ページ

[https://www.pref.saitama.lg.jp/a0809/projinzai/hukugyo\\_kengyo-hojo.html](https://www.pref.saitama.lg.jp/a0809/projinzai/hukugyo_kengyo-hojo.html)

◆電子申請・届出サービスFAQ

<https://apply.e-tumo.jp/help/PREFST/faq4-2.htm>

《コールセンター》

・電話（平日 9:00～17:00 土日祝日及び 12 月 29 日～1 月 3 日を除く）

固定電話：0120-464-119（フリーダイヤル）

携帯電話：0570-041-001（有料）

・電子メール（24 時間 365 日）

<mailto:help-shinsei-saitama@apply.e-tumo.jp>

**Q 3** 申請が受付されたか確認するにはどうすればいいですか。

A 3 申請後、登録したメールアドレスに申請が受理されたことをお知らせする「受理メール」が送付されます。「受理メール」が届かない場合は、手続が完了していない可能性が高いため、コールセンターにお問合せください。

実績報告、請求についても同様に「受理メール」が送付されます。

また、ID（メールアドレス）とパスワードを入力してログインすると、申込内容や処理状況を確認できます。

◆申込内容照会方法

<https://apply.e-tumo.jp/help/PREFST/inquiry2-1.htm>

**Q 4** 交付決定通知や額確定通知はダウンロードできますか。

A 4 ダウンロードできます。

**Q 5** パスワードを忘れてしまいました。

A 5 [パスワードを忘れた場合はこちら]をクリックして、再発行の手続きを行ってください。